

岩手県告示第777号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成23年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市川目第1地割の一部
宮古市	宮古市長沢第21地割、第22地割、和井内第14地割の一部、刈屋第1地割、第3地割、第4地割及び第5地割の各一部、茂市第3地割の一部、箱石第4地割の一部、江繋第2地割、第8地割、田老字払川の一部、片巻
遠野市	遠野市上郷町平倉41地割、細越16地割の各一部
一関市	一関市中里字上大林、神明、舟場、荒谷、新川原、川原の各一部及び石川瀬、在家、狐禅寺字石ノ瀬の一部、字北十軒街、沢、下大槻街、釣山、新山、西沢、東花王町、南十軒街、要害、上大槻街、旭町、磐井町、駅前、大手町、大町、五十人町、桜木町、地主町、城内、新大町、関が丘、田村町、八幡町、東地主町、南新町、宮坂町、豊町
釜石市	釜石市大字平田第1地割の一部、第3地割
奥州市	奥州市水沢区黒石町字正法寺の一部、江刺区梁川字中宿、藤里字沢田、寺田
滝沢村	岩手郡滝沢村鶴飼字沼森、臨安の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根の一部
山田町	下閉伊郡山田町船越第18地割の一部、第19地割、第20地割の一部
田野畑村	下閉伊郡田野畑村一の渡、萩牛
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字大平、小鳥谷字下女鹿沢、後沢、上女鹿沢

2 調査期間 平成23年11月30日から平成24年3月30日まで